

議案第76号

三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月7日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特別医療費助成条例及び三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例

（三朝町特別医療費助成条例の一部改正）

第1条 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」	(定義) 第2条 この条例において「医療費受給者」

とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 三朝町内に住所を有する者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により、これらの項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項又は第2項の規定により、これらの項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）

(2) 国民健康保険法第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされる者

(3) 略

2及び3 略

(一部負担金)

第4条 略

2 略

3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第

とは、別表に掲げる者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）を受けている者を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 三朝町内に住所を有する者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。）

(2) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされる者

(3) 略

2及び3 略

(一部負担金)

第4条 略

2 略

3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ハ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第

5項に規定する者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。

4～6 略

別表(第2条、第3条関係)

(1)～(4) 略

(5) 配偶者のない女子(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養しているもののうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童

5項に規定する者を除く。)が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。

4～6 略

別表(第2条、第3条関係)

(1)～(4) 略

(5) 配偶者のない女子(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養しているもののうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用

<p>(6) <u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(備考) 略</p>	<p>したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(備考) 略</p>
---	---

(三朝町心身障がい者医療費助成条例の一部改正)

第2条 三朝町心身障がい者医療費助成条例(昭和57年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者のうち、町内に住所を有する者(ただし、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により、<u>これらの項</u>に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。)及び国民健康保険法第<u>116条又は116条の2第1項若しくは</u>第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であつて、医療を受ける者の属する世帯の生計を主として維持する者が、当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあっては前年度)分の地方税法(昭和25年</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、次の各号に掲げる者のうち、町内に住所を有する者(ただし、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の<u>2第1項</u>の規定により、<u>同項</u>に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者を除く。)及び国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされた者であつて、医療を受ける者の属する世帯の生計を主として維持する者が、当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月又は5月の場合にあっては前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による町民税(同法第328条の規定</p>

<p>法律第226号)の規定による町民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)が課されない者又は三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)で定めるところにより町民税を免除された者(当該町民税の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。)である場合をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例(昭和48年三朝町条例第34号)第2条第1項の規定により助成を受ける者を除く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)が課されない者又は三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)で定めるところにより町民税を免除された者(当該町民税の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。)である場合をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の給付を受ける者及び三朝町特別医療費助成条例(昭和48年三朝町条例第34号)第2条第1項の規定により助成を受ける者を除く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の三朝町特別医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)別表(6)の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表(6)の規定は、平成28年4月1日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

